

## 基本目標Ⅱ

### あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

鹿沼市男女共同参画推進条例第3条

#### 施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 男女共同参画を支える市民活動の促進

#### 現状と課題

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占めているが、政治、経済、社会などの多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画はまだ低く、鹿沼市の審議会等の女性委員の割合は、平成28年4月現在22.3%であり、目標としていた30%の達成に向けてなお努力が必要です。意識調査では、「政策方針決定の場への女性の参画について」では、「女性が増える方が良い（計）」が6割以上であり、そのためには「男性優位の組織運営を改善すること」、「女性自身が積極的な参画意識を持つこと」や「女性を登用することへの抵抗感をなくすこと」が必要であるとの回答が多い状況です。

また、地域活動への参画では、参加していない人は、男性・女性とも30%を超えています。参加していない理由では、「仕事が忙しいから」が男女ともにトップの理由であると同時に、「家事や育児・介護などが忙しいから」が男性より女性の方が15.1ポイント高くなっており、長時間労働や女性への家事・育児等負担の偏りも地域活動への参加を阻害している要因の一つであることがうかがえます。

平成27年度に制定、平成28年4月施行された「女性活躍推進法」では、国・地方公共団体、301人以上の企業等に女性雇用者の状況の把握と行動計画の策定を義務づけ、女性の職場での活躍を推進する取組みが求められています。

今後、政策方針決定、地域自治会や、職場などでの重要な決定の場への参画など、あらゆる分野への女性の参画を促進していくには、男女ともに参画しやすい組織運営や職場環境の改善、参画意識の醸成や女性登用の抵抗感の払拭、家事・育児等へ男性の参画促進等が必要であり、さらに、リーダー育成研修や、より一層の生涯学習の機会の提供を図ることも重要です。また、クォータ制（割当制）などの手段を用いたり、具体的な数値目標を設定し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進も必要と考えています。

男女ともに、超少子高齢化・人口減の進行、地域における人間関係の希薄化や単身世帯の

## 第2章 基本目標と施策の内容

増加等の様々な変化に対応していくことが必要であり、お互いに協力し合いながらあらゆる分野への男女共同参画は不可欠です。



### MEMO

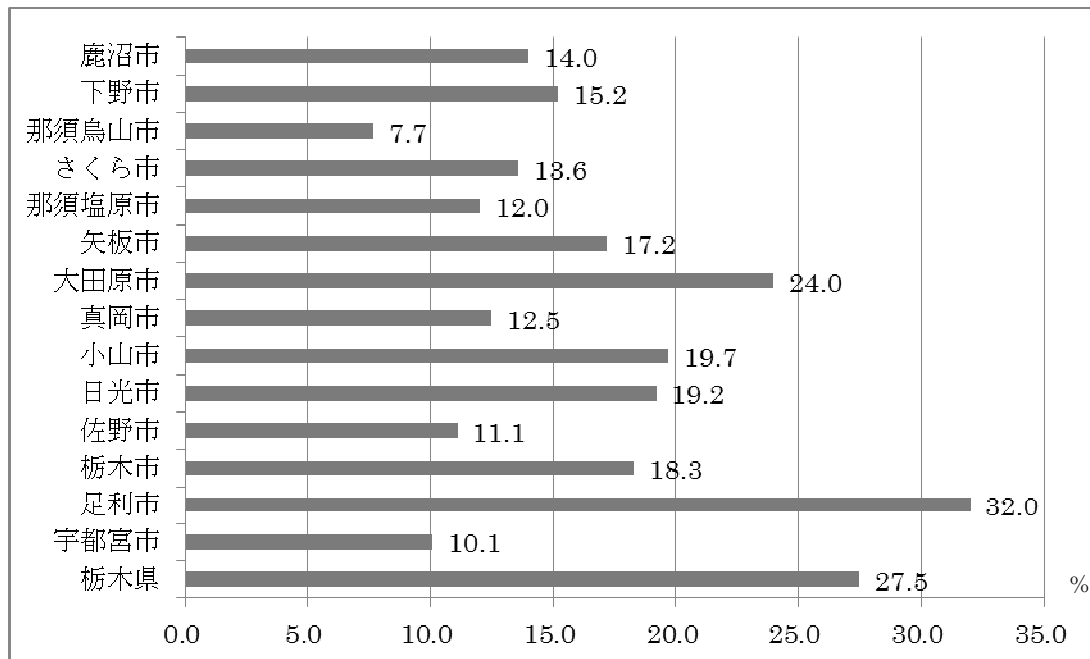
◇クオータ制：クオータ(quota)とは、「割り当て、分配、分け前」の意味。もともとは政治における男女間格差を是正するための暫定的な方策で、国民構成を反映した政治が行われるよう、国会・地方議会議員候補者など政治家や、国・地方自治体の審議会、公的機関の議員・委員の人数を制度として割り当てること。また、社会に残る男女の性差別による弊害を解消していくために、積極的に格差を是正して、政策決定の場の男女の比率に偏りが無いようにする仕組みのことでもある。

## 栃木県及び県内の市における女性委員等の割合

「平成 28 年度版栃木県男女共同参画に関する年次報告」より

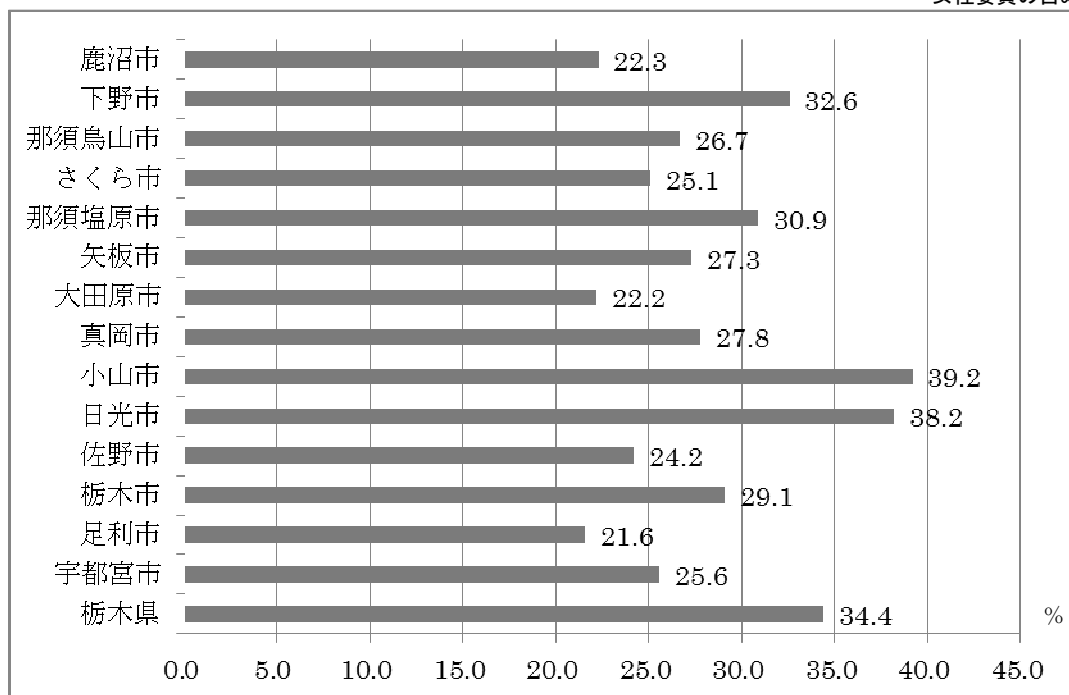
### ※ 地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員会等における女性の登用状況 (教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員 等)

女性委員の占める割合



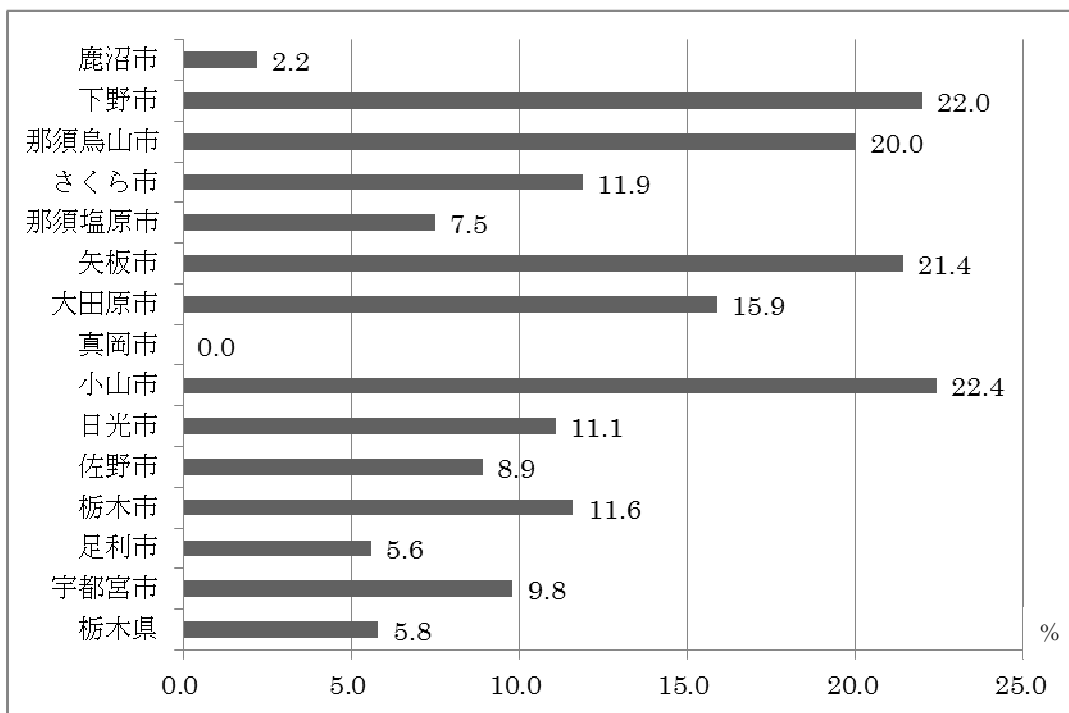
### ※ 地方自治法(第 202 条の 3)に基づく審議会等における女性の登用状況

女性委員の占める割合

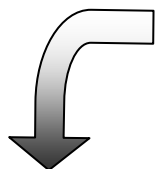
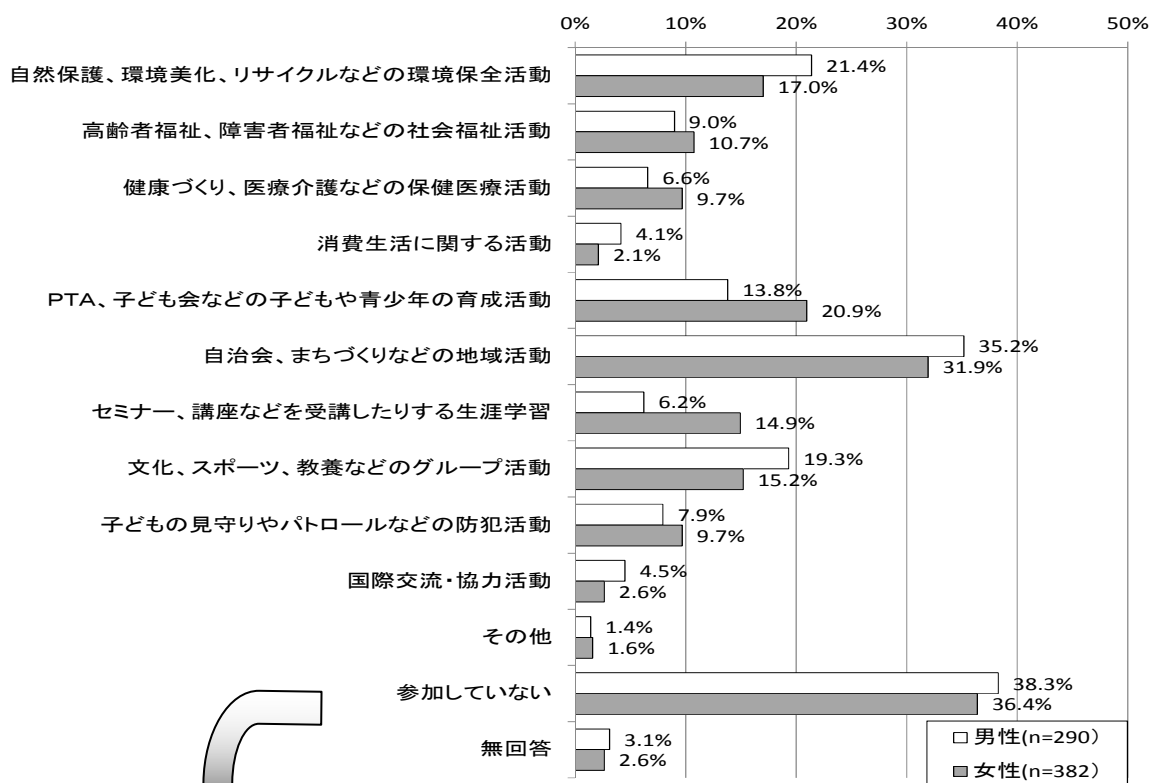


※女性管理職の割合

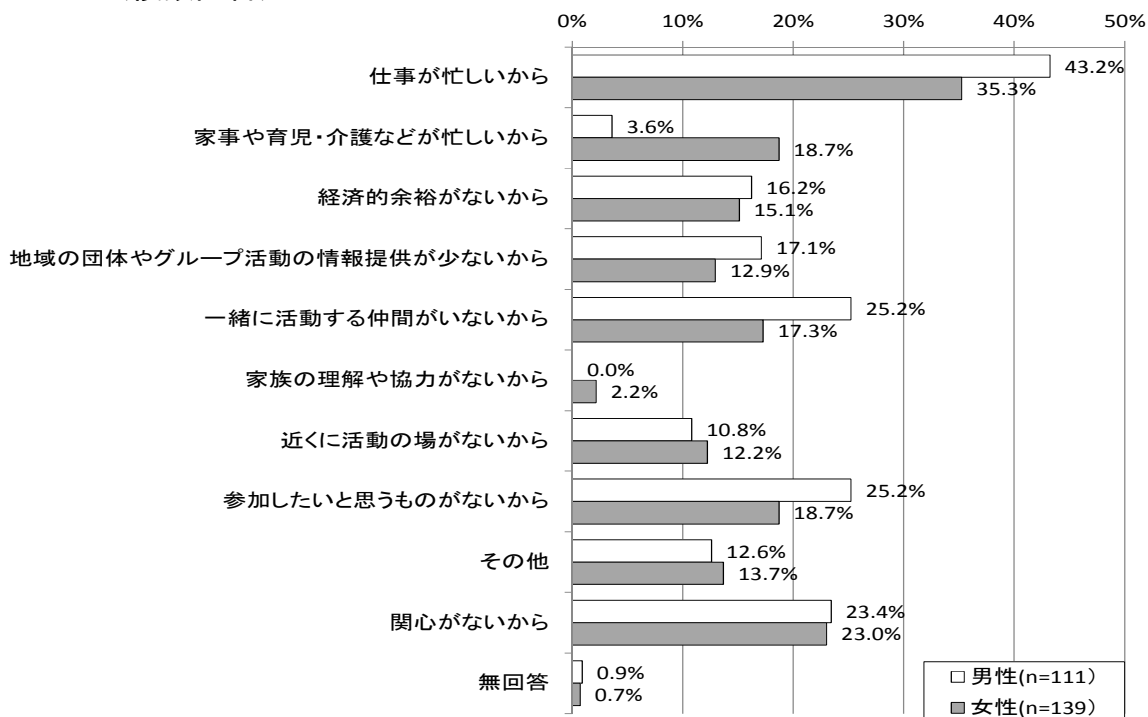
「平成 28 年度栃木県男女共同参画に関する年次報告」より



### どんな地域活動に参加しているか（複数回答）



### 地域活動に参加していない理由（複数回答）



## 基本目標Ⅱ

### あらゆる分野への男女共同参画の促進

#### 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

##### 施策概要 (1) 市政への女性の参画促進

内容	事業	担当課
市の審議会や委員会における女性委員の総数増加に努める。	* 鹿沼市総合計画を策定する上で積極的に女性を登用し「鹿沼市総合計画審議会」を開催する。	企画課
	* 鹿沼市の使用料・手数料等を定める上で、積極的に女性を登用し「鹿沼市使用料手数料等審議会」を開催する。	財政課
	* 審議会・委員会における女性委員の割合が増加するように啓発する。	人権推進課
	* 審議会・委員会の男女別の委員数・割合を調査し公表する。	

##### 施策概要 (2) 団体等の方針決定の場への女性の参画促進

内容	事業	担当課
男女雇用機会均等法やポジティブ・アクションについての情報を提供する。	* 国・県からの情報を広報紙などで周知する。	産業振興課

#### MEMO

◇ポジティブアクション（積極的改善措置）： 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの  
男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

##### 施策概要 (3) 企業等における管理職への女性登用の推進

内容	事業	担当課
企業等における管理職への女性登用の推進	* 国・県からの情報を広報紙などで周知する。	産業振興課
	* 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画の推進	人事課

#### MEMO

◇女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画： 特定事業主（国や地方公共団体）が実施する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく計画。「女性活躍推進法」において、国の各府省や地方公共団体を「特定事業主」とし、女性職員の雇用状況を把握し女性職員の活躍推進のための行動計画を策定することとされている。

同法では、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主に「一般事業主行動計画」の策定と届出を義務付けており雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしている。

## 施策の方向 2 男女共同参画を支える市民活動の促進

### 施策概要 (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

内容	事業	担当課
防火意識を高めるため防火クラブに加入し、地域活動へ参画するよう促進する。	* 婦人防火クラブへの加入促進	予防課
男女共同参画社会の実現のため、市民自ら現状を調査・研究し情報を発信する。	* 男女共同参画情報紙「かれんと」の市民編集員による発行 ※再掲	人権推進課
生涯学習大学講座等における受講男女比の格差解消を図る。	* 男性向け講座の開催など、男性受講者増を狙う。	生涯学習課
ボランティア養成講座の開催及び修了者へ、活動の場を提示する。	* ボランティア養成講座の開催と修了後の活動の場の提示 対象：12歳～20歳代までの若者	
社会教育施設の充実を図る。	* 視聴覚ライブラリー機器、教材の貸し出し * 東中学校、西中学校、板荷中学校、中央小学校の学校開放施設の貸し出し管理	

### 施策概要 (2) 団体活動における女性リーダーの育成

内容	事業	担当課
消費者団体の活動支援を図る。	* 消費者リーダーの活動支援	生活課
環境に関する分野への女性の参画を促進する。	* 環境学習リーダーの活用を図る。	環境課
一人ひとりがリーダーとなれるよう各種研修会等を充実する。	* 婦人防火クラブ員の研修の充実	予防課
男女が共に築く豊かで活力ある農村社会の形成を目指す。	* 農村女性リーダーの育成	農政課
各種研修会への参加を促進する。	* 女性の人材づくり研修への参加促進及び助成 * 各種リーダー育成研修会への参加促進	人権推進課

### 施策概要 (3) 女性のエンパワーメントの促進

内容	事業	担当課
女性農業者のエンパワーメントの促進	* 女性の認定農業者数を増やす。 * 女性農業士の育成	農政課
女性のエンパワーメントのための学習機会や情報の提供	* 県や市が主催する研修事業等を周知し、参加を促進 * 広報紙等により学習機会の情報を提供	人権推進課

#### MEMO

◇エンパワーメント：女性でも男性でも人間は、自分の人生を管理できるということを意味する。自ら計画を定め、技術を習得し（または持っている技術や知識を認めてもらい）、自信を持ち、問題を解決し、自己信頼性を身につけるなどがその例である。  
エンパワーメントは、過程であり、結果でもある。

◇認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人  
農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、性別や経営形態等の要件にとらわれず認定の対象となる。